

議案第 37 号

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

## 橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成18年橋本市条例第71号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(特別措置) <u>第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に定め</u> る期間内に新設され、又は増設された特別償却設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号若しくは第2号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が2,700万円を超えるものをいう。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(昭和61年6月27日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手がある場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産に対する新たに固定資産税を課することとなつた年度以降3箇年度分に限り、橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)第62条の規定にかかるらず、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1)～(3) 略	(特別措置) 第2条 特別償却設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号若しくは第2号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が2,700万円を超えるものをいう。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(昭和61年6月27日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手がある場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税を課することとなつた年度以降3箇年度分に限り、橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)第62条の規定にかかるらず、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1)～(3) 略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。